

各市町村（学校組合）立学校長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金について（通知）

国における令和 2 年度補正予算の成立に伴い、令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金事業が実施されます。

当該給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する取組の一つとして、子育て世帯に対して特別の給付措置として実施されるものです。

受給対象者は、令和 2 年 3 月 31 日（又は同年 2 月 29 日）時点で住民票のある市区町村に対して申請が必要となります。

ついては、各小中学校等において対象となる職員（令和 2 年 4 月分又は同年 3 月分の児童手当の受給者）に対して、下記の内容を周知いただくとともに、別添資料を配付していただきますようお願いします。

記

1 令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金の概要

（1）実施主体

市区町村

（2）支給対象者

ア 令和 2 年 4 月分の児童手当（特例給付を除く。以下同じ。）の受給者

イ 令和 2 年 3 月分の児童手当の受給者であって、当該者に係る支給要件児童又は中学校修了前の施設入所等児童が 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過したこと又は死亡したことにより、児童手当を受給すべき事由が消滅した者

（3）対象児童

ア 令和 2 年 4 月分の児童手当に係る児童

イ 令和 2 年 3 月分の児童手当に係る児童（15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過し、又は死亡したことにより、令和 2 年 4 月 1 日時点において支給要件児童又は中学校修了前の施設入所等児童でない児童に限る。）

（4）支給額

対象児童 1 人当たり 10,000 円

（5）申請先及び申請・支給に関する問合せ先

令和 2 年 3 月 31 日（又は同年 2 月 29 日）時点で住民票のある市区町村

（6）申請時期

各市区町村が設定する受付期間

2 申請時の必要書類

（1）子育て世帯への臨時特別給付金申請書（請求書）（別添 1）

（2）証明書（児童手当受給者台帳）

※ 6 月中に教職員・福利課から市町村（学校組合）教育委員会を經由して送付

- (3) 振込口座確認書類（金融機関名、口座番号、口座名義人(か)がわかる通帳等の写し）

3 注意事項

(1) 申請受付期間

市区町村ごとに申請の受付期間が異なります。申請者自身が申請先となる市区町村の受付開始日をホームページ等で確認してください。

(2) 申請方法

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、市区町村への申請は、できるだけ郵送により行ってください。

(3) 申請書（請求書）の「公務員児童手当受給状況証明欄」

「公務員児童手当受給状況証明欄」での証明に代えて、証明書（児童手当受給者台帳）を教職員・福利課から市町村（学校組合）教育委員会を經由して送付します。

「公務員児童手当受給状況証明欄」は空欄のまま各市区町村へ申請してください。

4 問合せ先

(1) 子育て世帯臨時特例給付金について

内閣府「子育て世帯への臨時特別給付金コールセンター」

電話：0120-271-381

（午前9時から午後6時30分まで。土、日、祝日は除く。）

(2) 証明書（児童手当受給者台帳）・本通知について

教職員・福利課 給与担当

電話：088-821-4906

留意事項

- ＊ 申請書に必要事項を記載の上、令和 2 年 3 月 31 日（令和 2 年 3 月分の児童手当の支給要件児童については令和 2 年 2 月 29 日）時点で住民票のある市区町村に申請してください。

【支給対象者について】

- 令和 2 年 4 月分の児童手当の支給を受ける方を支給対象者とします。

※ 令和 2 年 4 月分の特例給付の支給を受ける方は支給対象者になりません。

「特例給付の支給を受ける方」とは、平成 30 年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（児童 1 人当たり月額一律 5,000 円が支給される方）をいいます。

- ・ 児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0 人	622	833.3
1 人	660	875.6
2 人	698	917.8
3 人	736	960
4 人	774	1002.1
5 人	812	1042.1

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

（注）

1. 所得税法に規定する同一生計配偶者（70 歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 6 万円を加算した額。
2. 扶養親族等の数が 6 人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1 人につき 38 万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70 歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは 44 万円）を加算した額。

※ 入院等やむを得ない事由により児童手当の認定請求をせず、令和 2 年 4 月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、令和 2 年 3 月 31 日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

- 監護する児童が 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過したこと又は死亡したことにより、令和 2 年 4 月分の児童手当の支給を受けない方でも、令和 2 年 3 月分の児童手当の支給を受けることをもって、支給対象者とします。

- 令和2年4月分（又は3月分）の児童手当の支給を受ける方が子育て世帯への臨時特別給付金の支給が決定されるまでの間に亡くなられた場合は、その方に代わって翌月分から児童手当の支給を受けることになった方等に対して支給します。
- また、令和2年4月分の児童手当の支給を受けていない方でも、DV被害によりお子さんとともに避難されている方については、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合があります。

【対象児童について】

- 以下のお子さんを対象児童とします。
 - ・ 令和2年4月分の児童手当の対象となっているお子さん
 - ・ 上記のほか、同年3月分の児童手当の対象となっているお子さん（15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したことにより、4月分の児童手当の対象となっていないお子さんに限ります。）
- 児童養護施設等へ入所中のお子さんについては、児童養護施設等に別途支給することとなります。

【支給額について】

- 支給額は、対象児童1人当たり10,000円です。

【申請先について】

- 令和2年3月31日時点で住民票のある市区町村に対して申請してください。

令和2年4月1日以降に転入された方は、同年3月31日時点で住民票のあった市区町村が申請先になりますのでご注意ください。

※ 令和2年3月分の児童手当の対象となっているお子さんのみを監護している場合は、令和2年2月29日時点で住民票のある市区町村に対して申請してください。

※ 申請書の「申請・請求者の住所（令和2年3月31日（又は同年2月29日）時点の住民票所在地）」の欄に記載した市区町村（現住所と同じ場合は、現在お住まいの市区町村）に申請してください。

※ 基準日（令和2年3月31日。ただし、令和2年4月より新高校1年生となった児童については同年2月29日。）時点で住所を有していた市町村に対して申請を行う必要があります。なお基準日前後に転居した場合については、転出予定日が基準日以前であれば転出先の市町村へ、転出予定日が基準日の翌日以降であれば転出前の市町村へ申請を行ってください。

【申請方法等について】

- 申請書に必要事項を記載の上、証明書（児童手当受給者台帳）及び振込口座確認書類を添付して市区町村へ提出してください。
- 申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」は、空欄のまま提出してください。
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、市区町村への申請は、できるだけ郵送により行ってください。
- 多くの市区町村の申請受付期間は、令和2年6月から同年9月までとなっていると考えられるので、速やかに申請・支払方法等について申請先の市区町村のホームページ等を確認し、申請してください。
- 申請書を提出される際は、次の書類を添付してください。
 - ・ 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し
- ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に以下のように記載されています。）をご記入ください。
 - ※ ゆうちょ銀行の通帳見開き下部の記載イメージ
 - 『この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください。』
 - 【店名】〇〇〇（漢数字3桁）〇〇〇（読み方）
 - 【店番】〇〇〇（数字3桁）【預金種目】〇〇預金【口座番号】〇〇〇〇〇〇〇（数字7桁）』
 - ※ 「記号（5桁）、番号（8桁）」しか分からない場合は、ゆうちょ銀行までお問い合わせください。
- 長期間使用していない口座の場合、振込みができないことがありますので、普段使用している口座をご利用ください。
- 海外において開設した金融機関口座では受取りができません。

【市区町村からの問合せについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、市区町村から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。
 - もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに市区町村の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

【その他】

- やむを得ない場合を除き、申請期限までに申請が行われなかった場合、子育て世帯への臨時特別給付金を支給できません。
- 申請書の不備による振込不能等が原因で、支給ができなかった場合、市区町村が確認等を行った上で、なお必要な修正ができなかったときは支給できません。
- DV被害によりお子さんとともに避難されている方等へ子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた場合は、支給した子育て世帯への臨時特別給付金の返還を求めます。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。